

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月4日(水)午前9時30分から午前10時58分

2. 開催場所 役場1階 第2会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

こんにちは。大変お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。先日はえごまの脱穀作業お疲れ様でした。半日の作業で終了することができ、ありがとうございました。また、皆さんご承知のとおり、昨日辰野町の功績者表彰式がありまして、農業委員であります原美子さんが、産業振興分野ではありませんが、社会福祉功績ということで表彰されましたので、ご紹介させていただきます。おめでとうございます。(拍手)

(開会)

<新村職務代理>

みなさん、こんにちは。11月に入りまして、あと2ヶ月で年の終わりが迫ってきましたけれどお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から辰野町農業委員会総会を開会いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためまして、こんにちは。秋も深まりまして、リンゴのふじが真っ赤になっている風情が目に入ります。そばの刈り取りも辰野町で約60町歩ほど刈ったわけです。おかげさまで収穫がよかったです。コロナの関係で需要が少なくなると思いますので、農業委員会の皆さんもそばをしっかりと食べてもらうようお願いしたいと思います。本日は、大変ご苦労様です。よろしくお願いします。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

7番の中村委員さんと3番の瀬戸委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚に分かれますが、1ページ2ページをご覧ください。

諏訪市大字四賀…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、
大字平出…番…、地目は畑、面積121㎡および、
大字平出…番、地目は田、面積1182㎡および、
大字平出…番、地目は畑、面積930㎡および、
大字平出…番、地目は田、面積1064㎡および、
大字平出…番、地目は田、面積1295㎡および、
大字平出…番、地目は田、面積887㎡および、
大字平出…番、地目は畑、面積950㎡および、
大字平出…番、地目は田、面積1995㎡および、
大字平出…番、地目は畑、面積542㎡および、
大字平出…番、地目は畑、面積149㎡および、
大字平出…番、地目は畑、面積401㎡、計11筆、9516㎡を、
大字澤底…番地にお住まいの、Bさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいのため、耕作することができずにおりました。

譲受人のBさんは、Aさんの亡くなったお兄さんの奥様であり、申請地近くにお住まいであることから、無償にて譲り受け、耕作および管理をするということになります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は140アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<新村代理>

10月14日にC司法書士さんと古村さんと私の3人で立ち会いました。…は自宅のすぐ近くにありまして、農業用のビニールハウスがあります。…、…は区画整備も済んでおりまして、現在はソバを作っていました。…は作業されておりました。…、…、…、…、…についてはすべて区画整理され、そばが栽培され、…は個人の方が耕作されておりました。…、…はDさんが耕作、草刈をされておられます。境界ははっきりしていますし、排水もありますし、諏訪市に息子さんが住んでいてお手伝いに来ていて、今後も田畑として耕作、管理をしていただけるそうなので、農業上の問題はないと思います。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請1～2番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

中央…番…、地目は田、面積218㎡を、

中央…番地にお住まいのBさんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人のAさんは高齢のため、耕作することができないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のBさんは、申請地の北側の住宅に両親とお住まいでしたが、家族が増え、手狭になったことから、住宅を新築したい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

10月15日にC司法書士と吉江さんと私の3人で行ってきました。今説明があったとおりです。

Aさんは耕作できないということで、荒れてはいませんでしたが残っている土地でした。そこへ、Bさんが、ご両親と住んでいた家が狭いということで、土地を買って家を建てたいという目的です。境ははっきり入っていました。他の条件も整っていました。よろしくお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、

大字辰野字北畑…番…、地目は畑、面積284㎡を、

大字辰野…番地…にお住まいのEさんが取得し、駐車場として住宅敷地の拡張をするための申請であります。

譲渡人のDさんは町外にお住まいで、耕作する予定もないことから、農地の有効利用を考えてお

りました。

譲受人のEさんは、申請地東側の住宅にお住まいですが、現在の駐車場では手狭なため、自家用車4台分の駐車場を新設したい計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

10月19日に行政書士のFさんと原さんと私の3名で立ち会いました。現地はGの横の3方が宅地に囲まれた市街地で、発展性のない農地でした。ここ数年作付けがされない不作付地で、境界は明確であり、横に2.5mほどの町道があり、今後は駐車場として使用されるということで、現状より管理された場所となり、いいかと思えます。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計10件、15筆、面積は15,545㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、第5回長野県農業委員会大会における要請決議(案)の承認について】

<事務局 小松>

要請決議案、読み上げ

<福島会長>

それでは、要請決議案について、この内容でいいという方は挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが1件、議案書の通りであります。

(2)専決事項について

10月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から10月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○長野県国会議員との地区別農政懇談会への課題提出について(事務局 小松)

→委員の皆さんから特に課題がなければ、事務局案を提出。

農地パトロールで非農地判断された農地の登記地目変更が、所有者から行われていないケースが多く、通知書が発出された農地については台帳から削除してもよいとなっても、実務上管理が難しく、そのままになっている。生かすべき農地を明確化するためにも、農地と非農地の住み分けが必要と考え、この件を課題として提出したい。

○令和2年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について(赤羽事務局長)

→神戸 上島純正さんを推薦(中村委員)

西天沿いの水仙まつりやすいかまつり等の企画・運営、新町営農組合の組合長、中山間の直接支払事業、町の農業事業に貢献されている。

○農業委員会法改正5年後調査の実施について(事務局 小松)

→別紙の調査書につき委員の皆さんに回答いただき、事務局で集計後、会長専決の報告事項としてあげさせていただく。

○農地相談活動等の情報共有について

→事務局からはなし。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について(古村推進委員長)

収穫量 53kg で、思ったより少なかった。

刈り取り時期が遅れたため、脱粒しやすかったのが原因か。

水洗い・電解水を使って洗うことを提案(協力隊 林さん)

→食の革命プロジェクト電解水部会の費用で、水道水と電解水で洗ったえごまを検査してデータをとりたい。効果があれば、生食の加工品であるえごまには衛生面で生かせるのでは。

→電解水で洗っても、洗った後、脱水機にかけたり、外で乾燥したりすれば、電解水で洗った後に菌が付いてしまうのでは？今回はサンプル分だけ検査してみたらどうか？

→竜東出張所で水洗い後、上島 JA ハウスで乾燥。

11/18(水)9時30分集合 10:00～

○今年採れたえごまの活用法について(事務局 小松)

前年は油とパウダーを小中学校へ無償提供。引き続き、学校側から継続希望あり。

福寿苑よりえごまのおはぎを作りたいので、パウダーを買いたいという希望あり。

→福祉施設へも提供できたら。

<根橋推進委員>

えごまの油の在庫が随分余っている。やはり価格が高いのが原因だと思う。

<原委員>

宮所の有志でえごまを耕作している。値段を安く売っていいかAさんに相談したところ、安くされるのは困ると言われた。

<赤羽課長>

買取が少ないのは、在庫があって売れ行きがそれほど伸びないという悩みの部分は、やはり高いからだと思う。同じものが並んでいても、ほかが1割以上安い。効果は立証済みで、えごまを作ろうという機運が高まっているだけに、6日の部会で相談しながら行政として役立てることはないか話し合いたい。

<協力隊 林さん>

「町のキッチンおかって」で、えごまパウダーを使った味噌おでんを販売する。各飲食店へも広めていきたい。

<小澤委員>

できた商品がどこで売られているか明確にしたほうがいい。

○農業委員会旅行委員の選出及び旅行先アンケート調査について(事務局 小松)

旅行委員・・・中村委員(委員長)、原委員、野澤典生推進委員

アンケートは12月総会時まで提出。

前回は、任期3年目に前泊含め4泊5日台湾周遊

前々回は、任期2年目に1泊2日富岡製糸場、3年目に2泊3日北海道利尻島礼文島周遊

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:12月3日(木) 午前9時30分から 役場第6会議室

→後日、日程変更 午後2時30分から(終了後、忘年会)

(閉会)

慎重に審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印